

2011 年3 月17 日

東北地方太平洋沖地震で被災された在学生の皆様へ

早稲田大学大学院公共経営研究科

東北地方太平洋沖地震により被災された在学生に対する 入学金・学費等減免措置について

東北地方太平洋沖地震による被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。早稲田大学では、被災された本学在学生の皆様に勉学の機会をできる限り保障するため、被災の程度により学費等の減免措置を講じることにしました。

本措置を希望する方は、下記の要領で手続きしてください。

※減免措置の適用は、審査により決定しますので、被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。

※本措置は、「家宅等の被災状況」と「被災による収入の変化の状況」により決ります。

記

【対象者】

2011 年度早稲田大学在学生のうち、主たる家計支持者が、原則として以下の対象地域において、震災による人的ないしは物的被害を受けた方で学費等の減免を希望する方。

【対象地域】

青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・長野県・新潟県

※上記以外の都道府県についても、3 月11 日の地震以降に被災した場合は、申請を受け付けます。

【提出書類】

①「災害等による被災者学生等の入学金・学費等減免申請書」（所定様式）

※所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください。

被害状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

②「罹災（被災）証明書」

※倒壊や水害による浸水については被災地の市区町村役場、焼失については被災地の消防署が発行します。

③「所得に関する証明書」

※被災の前後の収入状況が分かる書類（給与明細等）を提出してください。

④「戸籍抄本」

※家計支持者が被災により死亡した場合のみ必要です。その旨記載されたものを提出してください。

⑤「診断書」

※家計支持者が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

【提出先】

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学大学院公共経営研究科事務所 宛

【提出期限】

2011 年4 月28 日（木）必着

※上記の書類を簡易書留速達で郵送してください。審査の結果、減免対象者となった場合には、学費等を免除いたします。

※減免申請書が提出された時点で、2011年度前期分学費等の延納を認めます。

※審査の結果、減免を受けられなかった場合は、後日、改めて納入のお願いをします。

※提出期限内に証明書類が準備できない場合は、期限内に①の「減免申請書」を郵送し、その他の書類が準備でき次第、学籍番号・氏名を記入して上記送付先へ郵送してください。

※提出期限内に「減免申請書」の発送ができない場合は、別途公共経営研究科事務所までお問合せください。

以上

お問い合わせ先
早稲田大学大学院公共経営研究科
電話：03-3203-6150
e-mail：okumaschool@list.waseda.jp